

“主食の種子は食料主権の根幹にかかわる、廃止に 突き進むのは国民無視、――衆院農水委員会で畠山和也議員

日本共産党国会議員団
北海道事務所 ニュース

No. 72

2017年3月22日

札幌市東区北12条東2丁目3-2

TEL 011(750)6677

FAX 011(750)6678

Eメール jophkd@jophkdb1.gr.jp

政府が稲・麦・大豆の品種開発種子法を廃止へ、種子の多国 籍企業への「開放」は食料の安全保障を脅かす

日本共産党の**畠山和也議員**は8日の衆院農水委員会で、民間参入による農業の「競争力強化」の一環として主要農作物種子法(種子法)の廃止法案を提出した政府の姿勢をただしました。種子法は、稲、麦、大豆の種子の開発や生産・普及を都道府県に義務付けています。食料としての重要性や、野菜などと違い短期間での種子の開発・普及が困難であることなどのためです。都道府県は試験研究の体制を整え、地域に合う品種を開発し、「奨励品種」に指定、原種や原種の生産圃場の指定、種子の審査、遺伝資源の保存などを行ってきました。「種を制したものは農業を制す」と言われるように、種子は最も基本的な農業資材です。今、世界の種子産業を牛耳る多国籍企業が農産物種子の多くの特許を握っています。「公共財」の種子がTTP交渉では知的財産に位置付けられ、バイオ企業のもうけ拡大の有力手段にされています。種子法廃止は、多国籍企業が日本の主食の生産と供給を支配する道を開き、食料の安全保障を危うくするものです。

畠山議員は、「日本農業新聞」の論説を引用し、「種子法廃止は」「民間参入を促す狙いだが、主食の種子は食料主権の根幹にかかわると知るべきだ、生産者に十分な説明がないまま廃止に突き進むのは国民無視と言わざるを得ない」と批判しました。(質疑のポイントを紹介いたします。全体は「議事速報」をご覧ください)

「種子法によって民間開発が阻害されている」との
廃止理由は、事実として成り立たず

そもそも農水省が「民間による」種子開発の阻害要因
とは考えていない」と反論文を提出した歴史がある

畠山議員「廃止の理由ですけれど、地方公共団体のシステムによって民間の品種開発が阻害されていると挙げられているが、どのように阻害されているのか」**柄澤政府参考人・農水省政策統括官**「例えば稲の場合、民間企業の開発で奨励品種指定はない。民間がイコルフッティングになっていない」**畠山議員**「神奈川県で全農の『はるみ』が奨励品種とされ、農水省の資料にも民間企業開発の『みつひかり』が38都府県で栽培されています。大手牛井チェーンのニーズで、栽培面積が年々増加しているとまで書いています。事実を確認しますが、民間の開発品種は都道府県の奨励品種になれないのですか」**柄澤政府参考人**は「構造上の制度の中でそういうことをしている」と**畠山議員**が取り上げた事実を否定できませんでした。

畠山議員「そもそも、2007年の規制改革会議で、私が前段質問したようなことに農水省が反論文を提出しています。奨励品種採用は公的機関に限定して、本制度が阻害要因になっていないと。制度が生産、販売、普及の妨げにもなっていないと。民間の開発意欲を阻害しているとの指摘に明確に否定してきた。なぜ認識が変わったのですか」**柄澤政府参考人**「今般、主要農産物種子法を廃止し、都道府県による種子開発、供給体制を生かし、民間との連携によって種子を開発、供給していくこととした」と答弁。

畠山議員は「ですから阻害している根拠は薄い。なぜ廃止するのかという理由は納得できません。『日本農業新聞』2月2日付論説が書いています。民間参入を促す狙いだが、主食の種子は食料主権の根幹にかかわると知るべきだ、生産者に十分な説明がないまま廃止に突き進むのは国民無視と言わざるを得ない、まず、廃止の是非、必要性を広く議論すべきだとの論説です。もっともな指摘だと思います」と述べ、種子についての大臣の認識を問いました。**山本農水相**は答弁で「多様なニーズに対応する必要がある」として、種子法廃止の政府提案に固執しました。



質問する畠山議員
＝8日、衆院農水委
(写真はしんぶん赤旗提供)